建築基本法制定準備会ニューズレター

第27号 平成28年9月

巻頭言

自然災害と建築基本法― 国頼みを卒業しよう ―

神田 順(建築基本法制定準備会会長)

自然災害の多くは、人工災害である。地震被害の発生は、直接的には、強い地面の揺れのように見えるが、実は建物の耐震性が十分でないからで、それで良しとしたのは、建築主であり、設計者であり、施工者である。洪水や津波による災害も、その場所に家を選定したことが元にある。自然から恩恵を受けて人間の生が成り立つと同時に、自然の営みが、人知を超える部分があることに対して、人間は時として不遜になりがちである。

戦後の焼け野原に、1日も早く家を、建築を必要とした日本が、建築基準法をつくり、建築士を育て、経済的に発展し、欧米の 先進国の仲間入りをした。最低の基準がいつの間にか建前になり、経済活動のためには、国がルールを作らないと誰も守らないと 思い、国が国民に安全を提供するものとの観念を作っているようなところがある。

熊本の地震の後も、国の基準の不備を問う声がメディアに登場する。そこで朝日新聞(7月8日)の私の視点に「耐震基準は最低ライン 必要な強度は自ら考えて」という趣旨で寄稿した。読者の一人から便りをもらったが、どのレベルの地震まで考えておけば良いかという問題の難しさを共感頂いたとともに、建築基準法が強風に対する基準を有していることをご存じなかったようである。建築基準法の内容がいかに知られていないのかと、改めて思った。

21世紀の日本にとって、建築に関するどのような法制度が求められるか、国任せの限界を知るとともに、自分で考えるためには、どうしたらよいか、幅広い立場からの議論が必要である。安全性や環境対応が新たな文化となる建築のあり方を、義務教育の時代から学び考えてほしい。技術はあっても、それをどのようにして生かして使うかが問われている。

防災に対しては、自助、共助があった上での公助だ。しっかり対応していた人の負担が増えて、対応の不十分だった人に資金援助が行く仕組みを変えなくてはいけない。十分な安全性を、国で一律に規制するには無理がある。地球環境問題についても、もはや国際政治問題になっているときに、経済と規制という形だけで答えを求めるのではなく、住まい方の多様性、自然とのかかわり方を文化として対応する教育に重点をおくことが望まれる。そのためにも建築基本法は必要である。国頼みを卒業するためにも、建築基本法を文化の視点から考えて実現させよう。

基本法制定準備会 2016年通常総会の報告

日 時: 2016年6月4日(土)

13:30 開場 14:00~14:30 開催

場 所: 建築会館 301、302 号室

出席者: 19 名 + 委任状 67 名 = 86 名(定足数 68)

議長:神田順 (以下、敬称略)

神田:挨拶ーマンションの基礎杭の問題、免震ゴムの性能偽装の問題は、建築基準法あるいは建築行政のほころびが出ている。基本的に立ち返って、法制の部分から見直す基本法の制定の機は熟していると思っているが、現実は、そのような方向には必ずしも動いていない面がある。熊本地震についても地震に対して対応するような状況を自らつくり出すような社会の仕組みになっていないのが問題である。基本法制定準備会の中では、建築主が自らが責任を取って安全な建物を世の中に提供することが責務であるという位置付けをしているが、社会制度として定着させることが求められる。

<活動報告>

水津:建築基本法のPR活動として、国会議員に対して2016年2月に「分譲マンションに求められる法制度と具体策」をテーマに議員会館でシンポジウムを開催。それに先立ち「建築と住宅に関する国会議員アンケート」を行った。

議員会館で馬淵、小川、務台議員等と個別に意見交換を 行った。ニューズレターの発行(2015年9月第25号)

・国土交通省「超高層建築物等における南海トラフ沿いの 巨大地震による長周期地震動への対策案 について」(平成 27年12月18日付け)に対して、2月に建築基本法制定 準備会として意見書を提出した。マスコミ等でのアピール として、6月まちづくり連続講座「建築の法規制と専門家」、 11月座談会「デザインと社会」で神田会長が建築基本法の 考え方やその必要性をアピールした。

8月 著書「震災と市民」(東大出版) および11月 雑誌 「アエラ」に神田会長が建築基本法の理念、専門家の知見 活用などの必要性などを述べた。2月 フジテレビ (WEB) 「あしたのコンパス」で神田会長が現行の基準法の問題点 および建築基本法による新しい制度への提案を述べた。日本建築学会大会(関東)(会場:神奈川大学)でランチ懇談会(参加者15名)、11月6日~8日 東日本大震災の被災地の復興支援ワークショップを開催し、その成果として1月に冊子「とうにこじらはままちあるき」を完成。幹事会(8回)、外事・政策分科会(3回) 開催。

<決算報告、会計監査報告>・・・説明し承認された。 <役員の退任・新任>

竹田大三氏、幹事を退任。岩崎隆氏、野口氏を幹事に選出。 <今年度の活動計画>

水津: 1. 議員連盟結成を図る。与野党の国会議員と面談の機会を増やし、本会をアピールする頻度を多くする。議員会館でのシンポジウムを開催する。 2. 関連諸団体との連携を図る。・関連諸団体や法律関係者との意見交換の機会を増やし、活動の幅を広げて建築基本法のあり方を検討する。3. 本会の活動の周知を図る。・建築基本法の必要性や提案内容が分かり易いパンフレットの改訂版を検討する。・ホームページの活用を図り本会の活動をアピールする。

る。・ホームページの活用を図り本会の活動をアピールする。 ・東京以外の地区での運動も活性化する。 4. 東日本大震 災の復興支援の継続。・建築基本法の趣旨に基づいた復興計 画が実現するように関係各方面に提言を行うと共に、出来 る範囲で被災地の復興支援に取り組む。 5. その他

・建築基本法に係わると考えられる、本会の活動に相応し い事項に取り組む。

<予算計画>・・・質疑応答後、承認された。 <閉会>

細野透氏講演·意見交換会 14:40~16:30

社会的関心事となっている、高層マンションLaLa 横浜について多くの意見・評論を発表されているジャーナリスト 細野透氏に講演して頂いた。細野氏がこのマンションの管理組合の人達の相談を受ける事となった経緯等を含め、不動産会社、設計施工者、行政の人達とのやり取りについて話された。少し遅れて出席された同管理組合の理事の方からも追加的説明を頂いた。住民の人達は上記関係者から建



物の安全性について 納得できる返事が得 られず現在は「全棟 建て替えの方向で考 えている」との事で あった。補強や補修 に拠って使用価値の

会場の様子

継続を図れそうな場合も資産価値的見地からは全棟建て替えの方向に進みそうな残念な事態を直視することとなり、 建物の社会資産的認識の向上を意図する本準備会にとって はいろいろ考えさせられる会であった。

(文責 楠川)

新役員自己紹介

以下の2名が、6月4日の総会において、幹事として選出されました。

岩崎 隆 氏

1950年生、山形県酒田市出身です。北海道大学工学部卒業。約30年間のゼネコン勤務後、50歳で独立し、株式会社加門鑑定事務所を経営しています。地価公示、地価調査、相続税路線価、固定資産税評価等の公的評価と民間法人の所有不動産の評価、さらに個人の資産家の相続対策のコンサルタント等の仕事をやっています。なかでも建物評価を主要なサービスにしており、7月に国土交通省の「住宅ストック維持・向上促進事業」という補助事業に採択されました。中古住宅のインスペクション・評価・リフォーム・ファイナンスといった一連のスキームを開発し、一般消費者の相談に対応し、空き家問題・相続問題等の解決に取組んでいくつもりです。建築基本法制定準備会は建築に係わる専門家が充実しており、建築分野における私の勉強の場として捉えています。よろしくお願いします。

野口 佳助 氏

1965年生まれ。早稲田大学理工学研究科建設工学修了。 清水建設の施工部門にて現場を経験し、設計事務所、不動 産鑑定事務所に勤務の後、実家の工務店にて住宅設計に約 10年間携わりました。日本不動産鑑定士協会連合会の専門 委員として既存戸建住宅積算価格査定システム「JARE AHAS」の開発に参画し、中古住宅の流通促進や空き家 問題に注力しております。マンション杭偽装事件に見られ る様な、現行の建築基準法では対処できない問題が続出し ている昨今の状況に危機感を覚えております。微力ではご ざいますがお役に立てましたら幸甚です。宜しくお願い申 し上げます。

事務局連絡先

電話: 03-3368-0815 FAX: 03-3368-2845 住所: 〒211-0025 川崎市中原区木月 2-2-16

建築設計事務所アトリエ 71

E-mail:info@kihonho.jp / http://www.kihonho.jp/

幹事会では、建築基本法の制定に向けてのパンフレットを 作成しました。是非、ご活用ください。

(当会 HP よりダウンロードまたは、事務局に請求ください)